

これは、行政犯では最も重く、窃盗罪や詐欺罪と同等の刑罰です

(法一一七条の二)。また、場合によつては、危険運転致死傷罪の二〇年以下の懲役となります。

従つて「ひき逃げは絶対にしない」。身を滅ぼします。

また、弁解や言い訳は通りません。

第二 自転車利用者の対策

現状を分析すると、自転車利用者の増加に伴つて、無秩序な自転車通行と自転車の交通事故が増加している。

(参考)

平成十八年の全国の自転車事故は、一七万四、二六二件で、一〇年間で約一・二倍増加。

そこで、自転車通行の確立と自転車事故を防止するため特に二点を改正した。

一 自転車の通行は、車道通行を原則としつつ、例外的に歩道通行を出来る場合を定めました(法六三条の四第一項)。

例外として認めたのは、

・ 児童・幼児が運転する自転車
・ 歩道通行がやむを得ないと認めるとき

また、子供の自転車乗車時の事故が頭部打撲によるため、

二 幼児・児童が自転車に乗車時には、事故防止のためヘルメットを着用する努力義務を保護者に課しました(法六三条の一〇)。

※ 「乗車時」とは、自転車を運転するとき又は補助いす等で同乗させるとき。

※ 以上は、平成二十年六月十九日より施行されます。

第三 高齢運転者の対策

現状を分析すると、七五歳以上の高齢免許保有者が増加していること。

一方、七五歳以上の運転者が死亡事故を起す率が高いこと。

(参考)

全国で平成十八年の七五歳以上の免許取得者二五八万人で、一〇年前の二・八倍増。一方、七五歳以上の運転者の死亡事故率は七四歳以下よりも二・三倍高い。

そこで、高齢運転者の交通事故を防止するために、今回道路交通法の主に次の二点が改正されました。

特に、認知機能の低下による事故を防止するため、

一 七五歳以上の高齢運転免許者に免許更新時に、認知機能検査を受

ける義務を課した(法一〇一条の四第二項)(平成二十一年六月十九日より実施)。

※ 認知機能検査とは、記憶力や判断力などの検査です。

なお、認知機能検査の結果、一定の基準に該当すると認知症であるかどうかを判定するために「臨時適性検査」を受けなければならないことがあります(法一〇二条一、二、三項)。

認知症であると認められたときは、免許の停止や取消の処分を受けることがあります(法一〇三条一二項一号の二)。

二 一方、他の運転者からも注意を喚起づけるため、七五歳以上の高齢運転者の自動車運転時に高齢者運転標識の表示を義務づけました(法七一条の五第二項)(平成二十年六月十九日より実施)。

表示しないと、二万円以下の罰金又は科料を受けることとなります(法一二一条一二項九号の三)。

第四 被害軽減の対策

現状分析すると、後部座席のシートベルトの非着用者の致死率は着用者の致死率の約四倍も高いこと。一方、後部座席の着用率は七・五%と

極めて低いこと(平成十八年調査)。

そこで、死亡事故を防止するために、今回の道路交通法の改正で後部座席も含めた同乗者全員にシートベルト着用を義務づけたこと(法七一条の三第二項)(平成二十年六月十九日より実施)。

これも自己責任の原則の例外として認められたが、行政処分されるのは、着用しなかった同乗者でなくその運転者が付されることです。

最後に

刑法の一部改正により、人身の交通事故の場合に次が新設されました。

一 自動車運転過失致死傷罪が既に適用されています。

これは、運転者が自動車の運転に必要な注意を怠つて、人に死傷させた場合は、業務上過失致死傷罪ではなく、より重い自動車運転過失致死傷罪が適用され、七年以下の懲役若しくは禁錮又は一〇〇万円以下の罰金となります(法二二一条二項)。

※ ここで問題なのは、

二 道路交通法と刑法との関係はどのようなか。

それは、人身事故を起した際に道路交通法違反も犯している場合